

お知らせ

11月20日は「富士市子どもの権利の日」です

「子どもの権利を知っていますか」

市では、11月20日を「富士市子どもの権利の日」と定めました。子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利の周知や普及を行っています。



子どもの権利とは

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。生まれたときから、一人一人が幸せに生きていく権利を持っています。

子どもにとって大切な権利

- ① 生命・生存・発達の権利
- ② 子どもの意見の尊重
- ③ 子どもの最善の利益
- ④ 差別の禁止

大切な視点「他者の権利の尊重」

自分だけでなく、相手にも同じように権利があります。意見がぶつかり合うときは、お互いの権利を尊重し、主張を整理して折り合いをつけることが大切です。

大人の役割

子どもは成長過程にあり、大人のサポートが不可欠です。大人には、子どもの意見に耳を傾け、健やかな成長を見守る役割があります。

子どもの権利の救済

市では、子どもを権利侵害から守るため、「富士市子どもの権利救済委員」を置いています。

子ども本人の話を聞き、どのような解決方法が最もよいかを、子どもと一緒に考えていきます。

「子どもの権利救済」の相談窓口

「子どもなんでも相談」

まずは相談員がお話を聞きます。子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談ができます。



問合せ／子ども家庭課児童家庭担当（市役所4階）

☎0545(55)2764

子どもの権利を身近に感じよう

11月は「子どもの権利推進月間」として、子どもの権利を楽しく学べるイベントなどを実施します。

問合せ

子ども未来課 子ども政策担当（市役所5階）

☎0545(55)2837 FAX0545(55)2656

E kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

「人生会議」を始めましょう

厚生労働省は、11月30日（いい看取り、看取られ）を「人生会議の日」として定めています。あなたは、これからの大切な時間をどのように過ごしたいですか。

人生会議をご存じですか？

「人生会議」とは、自分が希望する医療やケアについて、あらかじめ家族や大切な人などと話し合い、共有しておくことです。

これは、自分らしく人生を生きるための取組です。年齢に関係なく、元気なうちから、誰でも始めることができ、毎日をいきいきと生きることにもつながります。

エンディングノートを活用しましょう

市では、「自分を生きるためのエンディングノート」を、市役所2階総合案内・4階高齢者支援課で、無料でお渡ししています。エンディングノートは、何度でも書き直すことができます。

「もしものときの話しにくい」「その場にならないと分からない」と感じる人もいるかと思いますが、書きやすいところ、気になるところから自由に気持ちを書き留めてみませんか。

大切な人と未来を考えるきっかけに

厚生労働省「自分らしく生きるための『人生会議』ポータルサイト」では、様々な年代やシチュエーションに合わせた6つのストーリーの漫画を掲載しています。もしかすると、あなたもすでに家族や友人と「人生会議」に当たる話し合いをしているかもしれません。ぜひご覧ください。



▲詳しくはこちら

人生会議関連図書コーナー

人生会議のヒントになる本や資料を紹介します。

とき／11月21日～12月13日

ところ／中央図書館

「自分がどう生きたいか」を大切な人と、みんなでお話し合うことが大事だよ



問合せ

高齢者支援課（市役所4階）

☎0545(55)2916 FAX0545(55)2920

E ho-kourishien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

